first call

produced by MEDIPLAT

衛生講話資料

労働災害の基本

起きたときに迷わない、起こさないために備える

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

株式会社Mediplatの許可無く
対外的に参照・配布することを禁じます

Outline

目次

1. 労働災害とは

1. 近年の発生状況
2. 業務災害と通勤災害の考え方

2. 労働災害発生時の対応

1. 初動対応のポイント
2. 記録と再発防止・届出

3. 労働災害発生時の企業の責任

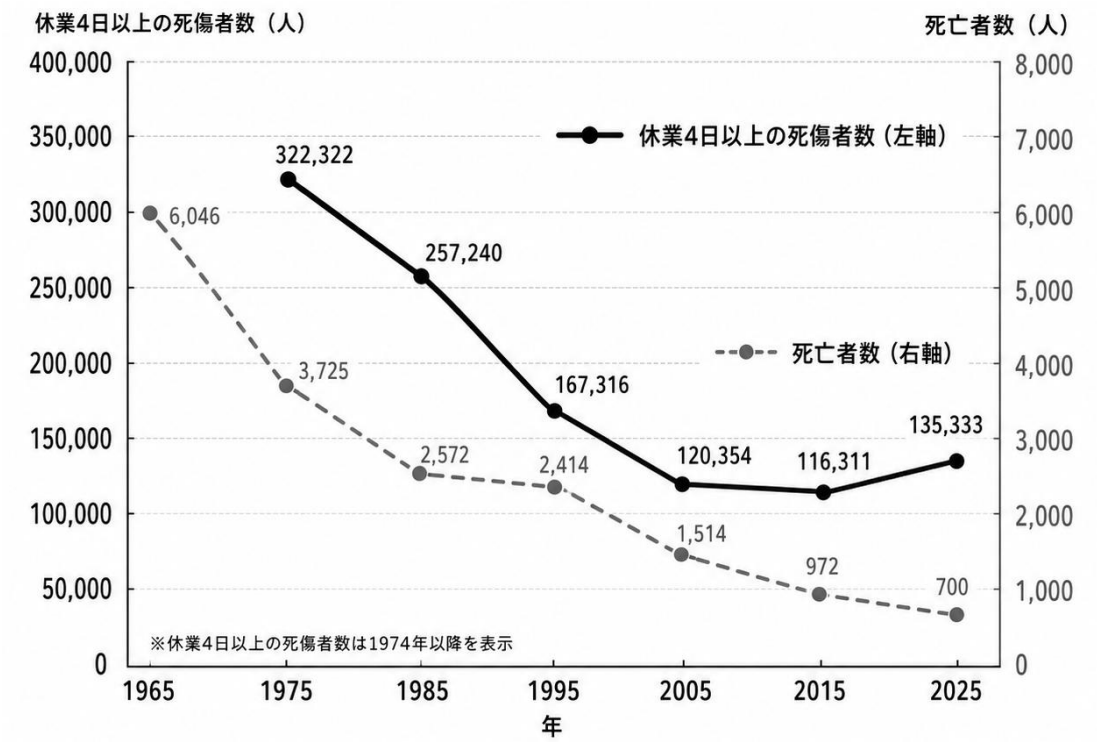
労災は
本人・家族・同僚・会社全体に
重大な人的・経済的影響を及ぼす
「不注意」で片付けず
「職場全体の問題」として対応を



Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

近年の労働災害の推移

■ 近年の発生状況



※通勤災害は含まない。1965年の死傷者数は該当データなし
※新型コロナウイルス感染症への罹患は除いて集計

労働政策研究・研修機構，「労働災害による死傷者数、死亡者数」より生成AIにて作成

■ 事故の型

	死亡災害	休業4日以上災害
1位	墜落・転落 （186人／26.6%）	転倒 （37,195人／27.5%）
2位	交通事故 （126人／18.0%）	無理な動作 （22.166人／16.4%）
3位	はさまれ （117人／16.7%）	墜落・転落 （20,864人／15.4%）

※通勤災害は含まない／新型コロナウイルス感染症への罹患は除いて集計

死亡者数は減少傾向だが
依然として「**高所・車両・機械**」が中心
死傷者数は増加傾向で
「**転倒**」「**腰痛**」が以前より問題に

厚生労働省，「令和7年における労働災害発生状況」より抜粋

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

業務災害と通勤災害の違い

MEDIPLAT first call

業務災害（業務上の災害）＋**通勤災害**（通勤途上の災害）＝「**労働災害**」

観点	業務災害	通勤災害
原因	**業務上の事由**による負傷・疾病等	**通勤**による負傷・疾病等
判断の軸	**業務遂行性・業務起因性**	合理的な経路・方法
給付名	療養補償給付・休業補償給付	療養給付・休業給付
治療費	原則負担なし	一部負担金200円あり
休業3日目まで	事業主の休業補償対象	事業主の補償義務なし
解雇制限	療養休業中＋30日は原則解雇不可	解雇制限はかからない

3日間は各種給付が出ない

業務災害は「**事業者に直接的責任のある**負傷・疾病であり、労働者を強く保護」
通勤災害は「**事業者の直接的責任はない**が、労働者保護の観点から保険が適用」
という違いがある（＝会社の補償義務・解雇制限の差）

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

業務災害の考え方

MEDIPLAT first call

観点	業務遂行性	業務起因性
考え方	**業務中に生じた**負傷・疾病か	**業務により生じた**負傷・疾病か
判断基準	・事業主の**支配・管理下**にあるか ＝業務中、業務に付随する行為中、 出張・業務移動中など ・「**そこにいた理由**」が業務に関係するか	・業務と負傷・疾病との間に **一定の因果関係**があるか ・作業/設備/環境/業務上移動等が原因か ・「**その行為の理由**」が業務に関係するか
該当する例	・休憩時間のトイレ移動中に転倒 ・**業務上の移動中**に外で交通事故	・**業務後の片付け中**の負傷 ・**職場の環境管理不備**による負傷
該当しない例	・業務時間内だが、 **私用**で持ち場を離れていた	・**私的行為・トラブル**によるもの ・業務中だが、**業務以外**のことをしていた

単に「会社で起きた＝全て労災」ではなく
業務遂行性・業務起因性の有無で業務災害は判断される

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

通勤災害の考え方

判断ポイント	基本的な考え方	該当しない場合
① **就業に関する移動か**	出勤・退勤など **仕事に向かう／帰る**移動か ※単身赴任者の帰省先との往復も含まれることがある	・**業務である移動（＝業務災害）** ・**私的な理由**で職場に向かう場合
② **合理的な経路・方法か**	**通常利用する経路**であり 社会通念上**妥当な方法**か ※通常利用機関が事故等の場合、代替経路も認めうる	・いつもと違う経路で**寄り道**した ・急いで帰るので **いつもと違う交通手段**を使った
③ **逸脱・中断がないか**	**私用で大きな寄り道**をしたり 通勤と大きく**無関係な行為**をしていないか ※日常生活に必要な立寄程度は経路復帰後に通勤扱い	・帰り道の買い物（**買い物中のみ逸脱**扱い） ※職業訓練・通院・選挙・家族介護なども同様 ・帰り道に遊ぶ（**立ち寄り後は全て中断**扱い）
④ **通勤による危険か**	転倒・交通事故・駅構内での事故など 通勤に伴う危険か	・通勤中に持病が発症した ・飲酒運転や無免許運転など本人の問題

寄り道したらすぐ対象外、ではないので注意

参考：東京労働局, 通勤災害について

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

労災を理解する「4つの視点」

MEDIPLAT first call

労働災害の「4つの視点・ポイント」

①	②	③	④
まず適切な**安全確保**と**処置・受診**	**どこで何をしている**時に起きたか**把握**	速やかに**記録・報告**	同じ事故を防ぐ**対策**につなげる
初動対応	**事実確認**	**届出**	**再発防止**

「会社が認める・認めない」ではなく
「職場で起きた疾病・事故」として適切な対応・把握を
（該当性の判断などはその後で）

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

労災発生時の初動対応①

まずは「安全確保」と「受傷対応」

① 安全確保
機械停止・二次災害防止
周囲の退避

被災者のみではなく
救助者の安全を必ず担保
目に見えない環境に注意
(酸欠・有毒ガスなど)

② 応急対応
心肺蘇生・止血
安静確保

重症・重傷はまず救急車
到着までも適切な処置を
(軽傷なら付き添い受診も可)
絶対に一人にしない

③ 医療機関受診
原則「すぐ受診」
労災保険も考慮

医療機関では必ず
労災の可能性を伝える
(**健康保険**使用は×)
終業後ではなく**すぐ受診**

職場における初動対応フローを策定・周知
ここまでは現場レベルで誰もが行える必要がある

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

労災発生時の初動対応②

安全と生命を確保したら、「事実」を報告・記録

④ 社内報告

速やかに上長に共有
人事や安全担当も

「**軽微**なので黙って処理」
も立派な「**労災かくし**」
報告先・方法・期限も
定めておく

⑤ 事実記録

発災現場は作業を中止
状況を保全・記録

いつ・どこで・誰が
何をして・何が起きた
を適切に記録
画像・動画も活用

⑥ 社外報告

労基署は期限内に届出
産業医・社労士も

労基署届出は期限あり
再発防止に向けて
専門家の意見も仰ぐ

適切な記録は報告・再発防止の基本
社内報告以後は社内の安全担当や専門職が適切に対処

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

労災の記録と再発防止

記録の基本は「第三者が状況を再現できる客観性」の担保

記録ポイント	基本的な項目	ポイント・やってはならないこと
基本情報	日時・場所・被災者情報・作業内容 発生状況・傷病内容・休業日数 実施した初動対応・関係者（目撃者や現場責任者）	・休業日数は確定前でも見込み記載（報告に直結） ・**「何が悪い」などの原因**を書くのではなく **「どういう状況で起きたか」の事実**を書く
証拠保全	発災現場の写真・動画（遠景～近景まで） 発生時の作業記録（時系列で整理） 作業記録・勤怠情報・教育記録・設備記録	・都合の悪い情報を**添付しない・隠す** ・**作業を優先**し保全せずに復旧 →復旧基準を定め、責任者が判断を行う
受診記録	受診先（労災指定医療機関か否か）・支払い状況 受診方法（救急車や付き添い） 診療内容・書類（診断書・労災保険の請求書）	・労災かわからないので**健康保険を使う** **→迷ったら労災扱い**をする ・終業後に受診させ、会社は関与しない
再発防止記録	直接原因・背景要因 労働衛生3(5)管理に基づいて各種要因を分析 即時できる対策～根本の対策まで実施状況も記載	・「労災起こしてすみません」の**謝罪** ・「手順を守り／守らせます」「気をつけます」 など原因・構造に目を向けない**「個人の問題」化**

主観を入れた報告書は、後で問題になる

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

労災の報告・届出

① 労働者死傷病報告

目的	災害の発生報告・統計
提出先	会社→管轄の労働基準監督署
期限	死亡もしくは休業4日以上 →**遅滞なく**提出(概ね1～2週以内) 休業4日未満 →**3の倍数月末**までにまとめて
その他	**電子申請**が義務化

休業0日の場合提出義務はないが
「社内での災害の記録」は
5年間の保存義務がある点に注意

② 労災保険給付

目的	適切な給付・補償を受ける
提出先	労働者本人もしくは遺族 →管轄の労働基準監督署 (※会社が代行することが一般的)
期限	2年もしくは5年（請求時効）
その他	**労災保険指定医療機関**の場合 **医療機関窓口**で手続可能

医療費（療養給付）は**医療機関**
休業給付や障害給付・遺族給付は
労基署で手続き

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

労働災害で企業が負う責任

■ 企業の「4つの責任」

刑事責任 **「罰せられる」**	**法令違反・過失**があれば 企業が**処罰を受ける**
民事責任 **「賠償する」**	**安全配慮義務違反**に 基づく**損害賠償責任**
行政責任 **「止められる」**	労基署の**指導・行政処分**等 **事業活動を制限**される
社会的責任 **「信用を失う」**	**社員の信頼低下**や **採用・取引・報道**に影響

これに労災保険も関わる
「補償責任」も加わる

■ 「労災隠し」は絶対にしない

- 労働者死傷病報告を提出しない
- 虚偽の内容で報告を行う
- 労災を健康保険で処理させる
- 休業日数を見かけ上小さくする　など

「労災が**起きたこと**」が
すぐ処罰対象とは限らないが
「労災を**隠したこと**」は
重大な法令違反
（労基署も「**労災隠しは速やかに送検**」と明言）

労災は「起こさない」のが基本だが
「起きたら誠実に対応する」のが最も重要

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

労基署・監督官の「2つの立場」

立場	監督指導	司法捜査
目的	法令違反を**是正させる** →**再発防止・法令遵守**が目的	法令違反を**犯罪として立件** →**刑事事件としての処罰**が目的
立場と行為	行政機関の職員 （臨検・事情聴取・是正勧告・指導など）	特別司法警察員 （強制捜査・逮捕・検察送致の権限を持つ）
場面	定期監督・申告監督・労災調査など	死亡災害・重大労災・悪質な行為
とらえ方	「**改善を求められている**」段階	「**刑事事件として責任を問う**」段階

司法捜査に至るのは「重大労災」と「悪質な行為」

日々の(非重大)災害・ヒヤリハットに適切な対応を行い
再発予防をすることが一番の「リスク管理」

Copyright（C） ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL